

高圧ガス保安法に係る各種申請・届出について

令和 4 年 3 月 1 5 日

北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係

目 次

○各種申請・届出に対する注意事項	4
1 製造	
高压ガス製造許可	6
高压ガス製造事業届	8
第一種製造事業承継届	10
第二種製造事業承継届	11
高压ガス製造施設等変更許可申請	12
高压ガス製造施設軽微変更届	14
高压ガス製造施設等変更届	15
製造施設完成検査申請	17
高压ガス製造開始届	18
高压ガス製造廃止届	19
危害予防規程届	20
高压ガス保安統括者（代理者）届	21
高压ガス保安技術管理者等届	22
高压ガス保安主任者等届	23
高压ガス製造施設休止届	24
保安検査申請〔振興局で検査を行う場合〕	25
高压ガス保安協会保安検査受検届	26
指定保安検査機関保安検査受検届	27
2 貯蔵	
第一種貯蔵所設置許可申請	29
第一種貯蔵所承継届	30
第二種貯蔵所設置届	31
第一種貯蔵所位置等変更許可申請	32
第一種貯蔵所軽微変更届	33
第二種貯蔵所位置等変更届	34
第一種貯蔵所完成検査申請	35
貯蔵所廃止届	36
3 消費	
特定高压ガス消費届	38
特定高压ガス消費者承継届	39
特定高压ガス消費施設変更届	40
特定高压ガス消費廃止届	41
特定高压ガス取扱主任者選解任届	42

4 販売	
高圧ガス販売事業届	4 4
販売に係る高圧ガスの種類変更届	4 5
高圧ガス販売事業承継届	4 6
高圧ガス販売事業廃止届	4 7
高圧ガス販売主任者届	4 8
5 容器及びその附属品	
容器検査申請	5 0
容器検査所登録申請	5 1
容器検査所登録更新申請	5 2
高圧ガスの種類又は圧力の変更申請	5 3
附属品検査申請	5 4
特別充てん許可申請	5 5
検査主任者届	5 6
容器検査所廃止届	5 7
6 輸入	
輸入検査申請	5 9
7 冷凍	
高圧ガス製造許可申請	6 1
高圧ガス製造届	6 2
第一種製造事業承継届	6 3
第二種製造事業承継届	6 4
高圧ガス製造施設等変更許可申請	6 5
高圧ガス製造施設軽微変更届	6 6
高圧ガス製造施設等変更届	6 7
製造施設完成検査申請	6 8
高圧ガス製造開始届	6 9
高圧ガス製造廃止届	7 0
保安検査申請	7 1
危害予防規程届	7 2
冷凍保安責任者（代理者）届	7 3
高圧ガス保安協会保安検査受検届	7 4
指定保安検査機関保安検査受検届	7 5
8 事故	
事故届	7 7

○各種申請・届出に対する注意事項

注意事項

- 1 法人又は個人が申請者又は届出者の場合
法人、又は個人の場合は、代表権のある者（代表取締役等）の名義で申請・届出すること。また、代表権のない者の名（申請代理人―所長や工場長等）での申請・届出する場合は、代表者からの委任状を提出すること。
また、当局に対し、高圧ガス保安法関係の申請や届出等をした登録台帳（廃止台帳除く。）に、記録がない場合には、法人においては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人においては、住民票の提出すること。
- 2 申請者又は届出者が国の機関及び地方公共団体の場合
ア 申請・届出名義人は、事務委任規則等の規程により当該事業所の財産管理権を有する者、又は当該申請・届出行為の執行権限を有する者等の機関代表でもかまいません。
イ 国の機関が、申請者の場合は、高圧ガス保安法第4条の読み替え規定により、「許可」及び「認可」を「承認」と読み替えます。
- 3 法人組織等の変更
ア 有限会社から株式会社などに、法人が組織変更する場合は、法人格の同一性が求められますので、法人名称等の変更の届出（法定外届）をしてください。
イ 個人名義の許可を受けた者が、法人に組織変更する場合には、法人の名義で新規に許可を受けることになります。
- 4 申請単位
事業所ごとに申請・届出を行うものとします。
- 5 申請書・届出書等の提出部数
正副2部を提出してください。なお、副本は、收受印を押印して申請者（届出者）に返却します。
- 6 申請書・届出書等の提出方法
来局又は郵送
※来局する場合は、担当者不在の場合がありますので、事前に連絡をお願いいたします。
※郵送による提出で控えが必要な場合は返信用封筒に切手を添付して同封していただくようお願いいたします。
- 7 申請書等書類記入の注意事項
(1) 鉛筆やシャープペンシル、消えるボールペンなどでの記載は不可とします。
(2) 名称は、法人にあっては登記簿上の法人名とし、個人にあっては、住民票上の氏名とすること。

1 製造

○高圧ガス製造許可申請（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第5条第1項第1号 一般則第3条
 液石則第3条
 コンビ則第3条

適用

- ・1日の処理能力（圧縮、液化等で処理できる容積。0℃、0Pa換算）が、100 m³（第一種ガスは300 m³）以上の設備を使用する者（第一種製造者）。

注）第一種ガスとは、ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素及びフルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める可燃性の基準に適合するものに限る。）又は空気をいう。

必要書類

1. 高圧ガス製造許可申請書（一般則様式第1、液石則様式第1、コンビ則様式第1）
2. 製造計画書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - (1) 製造の目的
「製造の目的」には、○○○○を年間○○トン生産するため、○○を製造する、等具体的記載する。
 - (2) 処理設備の処理能力
製造する高圧ガスの種類ごとに計算をした処理能力の合計を記載する。
 - (3) 処理設備の性能
「処理設備の性能」とは、処理能力を算定するために必要な事項をいい、例えば処理設備が圧縮機及びポンプの場合、性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器の場合は、公称能力を記載する。
 - (4) 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを、各条項ごとに具体的に記載する。
 - (5) 移設等に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
 - (6) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面
 - (7) 製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項
(コンビ則適用事業)
施設の特異性に伴い、設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（例えば、水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等）を記載する。

【次ページへ続く】

[添付すべき書面又は図面]

- ① 事業所全体平面図
境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
防火設備、ガス漏洩検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造設備及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面
 - ⑤ 機器等一覧表
塔・槽類・熱交換器類、圧縮機・ポンプ類、弁類及び配管類についての材料、設計圧力、設計温度、肉厚等を記載したリスト
 - ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
高圧ガスの種類ごとに所定の計算方法により計算した処理・貯蔵能力の計算書
 - ⑦ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
特定設備検査規則第3条の特定設備並びに一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号、第12号及び第13号並びに液化石油ガス保安規則第5条第1項第17号、第18号及び第19号の規定により経済産業大臣が適切であると認める者が製造等を行った高圧ガス設備以外の高圧ガス設備に係る強度計算書
 - ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書
経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めた計算方法等により設計した耐震設計構造物にあつてはその結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあつては計算条件及び計算結果の書面
 - ⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- (8) 上記①～⑨に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の基準の確認に必要な書面又は図面
- (9) 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (10) 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○高圧ガス製造事業届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第5条第2項第1号 一般則第4条
液石則第4条

適用

- ① 処理能力が、100 m³（第一種ガスは300 m³）未満の設備を使用して高圧ガスの製造を行う者
- ② 認定を受けた指定設備を使用して高圧ガスの製造の事業を行う者
- ③ ①及び②の設備を併せて使用して高圧ガスの製造の事業を行う者

必要書類（事業開始の20日前までに提出）

1. 高圧ガス製造事業届（一般則様式第2、液石則様式第2）
2. 製造施設等明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - (1) 製造の目的
「製造の目的」には、○○○○○を年間○○トン生産するため、○○を製造する、等具体的記載する。
 - (2) 処理設備の処理能力
製造する高圧ガスの種類ごとに計算をした処理能力の合計を記載する。
 - (3) 処理設備の性能
「処理設備の性能」とは、処理能力を算定するために必要な事項をいい、例えば処理設備が圧縮機及びポンプの場合、性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器の場合は、公称能力を記載する。
 - (4) 法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に適合していることを、各条項ごとに具体的に記載する。
 - (5) 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

【次ページへ続く】

[添付すべき書面又は図面]

- ① 事業所全体平面図
境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
防消火設備、ガス漏洩検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造設備及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面
 - ⑤ 機器等一覧表
塔・槽類・熱交換器類、圧縮機・ポンプ類、弁類及び配管類についての材料、設計圧力、設計温度、肉厚等を記載したリスト
 - ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
高圧ガスの種類ごとに所定の計算方法により計算した処理・貯蔵能力の計算書
 - ⑦ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガスの耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあつては特定設備検査合格証、指定設備にあつては指定設備認定証、大臣認定品にあつては認定試験者試験等成績書）の写し
ただし、試験研究機関が処理能力 15 m³以下の高圧ガス設備（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く。）について製造の届出を行う場合は、次の添付書類を省略することができる。
 - ① 事業所全体平面図（④高圧ガス製造施設配置図に事業所の境界線と警戒標の設置位置を併せて記載する場合）
 - ② 製造工程の概略を説明した書面及び図面（(1)製造の目的に併せて記載する場合）
 - ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書（(2)処理設備の処理能力に併せて記載する場合）
- (6) 上記①～⑦に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第12条第1項及び第2項の基準の確認に必要な書面又は図面
- (7) 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (8) 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○第一種製造事業承継届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・ 法第10条
- 一般則第9条
- 液石則第10条
- コンビ則第12条

適用

- ・ 第一種製造者について相続、合併又は分割（第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る）があった場合

【対象外】

- ① 個人から法人への譲渡
- ② 法人から個人への譲渡
- ③ 個人から他の個人（相続以外）への譲渡
- ④ 法人から他の法人（合併、分割以外）への譲渡
- ⑤ 法人分割後の分割された数社の法人への譲渡

※措置方法

- ・ 製造事業を譲渡した製造者の製造廃止届
- ・ 製造事業の譲渡を受けた者の製造許可申請

必要書類

1. 第一種製造事業承継届書
（一般則様式第3、液石則様式第3、コンビ則様式第2）
2. 個人の場合
 - ・ 相続の事実を証する書面
（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - ・ 被承継者に関する戸籍謄本
3. 法人の場合
 - ・ 合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○第二種製造事業承継届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第10条の2 一般則第9条の2
 液石則第10条の2

適用

- ・第二種製造者について、その事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるものに限る）があった場合

必要書類

1. 第二種製造事業承継届書
（一般則様式第3の2、液石則様式第3の2）
2. 相続の場合
 - ・相続の事実を証する書面
（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - ・被承継者に関する戸籍謄本
3. 合併の場合
 - ・合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
4. 譲渡の場合
 - ・譲り渡しの事実を証明する書面（契約書の写し等）
5. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○高圧ガス製造施設等変更許可申請（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第14条第1項 一般則第14条
 液石則第15条
 コンビ則第13条

適用

1. 製造施設の変更の工事をする場合
2. 製造する高圧ガスの種類の変更をする場合
3. 製造方法の変更をする場合

必要書類

1. 高圧ガス製造許可申請書（一般則様式第4、液石則様式第4、コンビ則様式第3）
2. 製造施設変更明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）

<留意事項>（1）～（7）について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。

- （1）製造の目的
「製造の目的」には、○○○○○を年間○○トン生産するため、○○を製造する、等具体的記載する。
- （2）処理設備の処理能力
製造する高圧ガスの種類ごとに計算をした処理能力の合計を記載する。
- （3）処理設備の性能
「処理設備の性能」とは、処理能力を算定するために必要な事項をいい、例えば処理設備が圧縮機及びポンプの場合、性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器の場合は、公称能力を記載する。
- （4）法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを、各条項ごとに具体的に記載する。
- （5）移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
- （6）製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面
- （7）製造施設を設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項
（コンビ則適用事業）
施設の特特殊性に応じ、設計・施工するに当たって保安上特に配慮した事項（例えば、水素侵食、応力腐食割れ等に対する対応策等）を記載する。

【次ページへ続く】

[添付すべき書面又は図面]

- ① 事業所全体平面図
境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
防火設備、ガス漏洩検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造設備及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面
 - ⑤ 機器等一覧表
塔・槽類・熱交換器類、圧縮機・ポンプ類、弁類及び配管類についての材料、設計圧力、設計温度、肉厚等を記載したリスト
 - ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
高圧ガスの種類ごとに所定の計算方法により計算した処理・貯蔵能力の計算書
 - ⑦ 高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
特定設備検査規則第3条の特定設備並びに一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号、第12号及び第13号並びに液化石油ガス保安規則第5条第1項第17号、第18号及び第19号の規定により経済産業大臣が適切であると認める者が製造等を行った高圧ガス設備以外の高圧ガス設備に係る強度計算書
 - ⑧ 耐震設計構造物に係る計算書
経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めた計算方法等により設計した耐震設計構造物にあつてはその結果、その他の計算方法により設計した耐震設計構造物にあつては計算条件及び計算結果の書面
 - ⑨ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- (8) 上記①～⑨に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の基準の確認に必要な書面又は図面
- (9) 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- (10) 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○高圧ガス製造施設軽微変更届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第14条第2項
- 一般則第15条第2項
液石則第16条第2項
コンビ則第14条第2項

適用

1. 高圧ガス設備（特定設備を除き処理能力の変更を伴わないもの）の取替えの工事
 2. ガス設備（高圧ガス設備を除く）の変更の工事
 3. ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事
 4. 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
- ※特定設備及びじょ限量が百万分の一未満のガスが通るものを除き、高圧ガス設備の取替えは、大臣認定品、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が検査し、合格したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。
- 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」
→可とう管（高圧ホース、金属フレキ管等）であつて、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したもの。

必要書類

1. 高圧ガス製造施設軽微変更届書
（一般則様式第5、液石則様式第5、コンビ則様式第4）
2. 変更の概要を記載した書面
 - ①変更の目的
 - ②変更の内容
3. 第14条第1項ただし書きの工事に該当していることを示す図面
〈留意事項〉
 - ・変更理由を分かりやすく記載
 - ・変更工事の内容等を分かりやすく記載
4. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス製造施設等変更届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第14条第4項

一般則第16条

液石則第17条

適用

1. 製造施設の変更の工事をする場合
2. 製造する高圧ガスの種類の変更をする場合
3. 製造方法の変更をする場合

必要書類

1. 高圧ガス製造施設等変更届書（一般則様式第6、液石則様式第6）
2. 製造施設変更明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
〈留意事項〉（1）～（5）について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
 - （1）製造の目的
「製造の目的」には、○○○○を年間○○トン生産するため、○○を製造する、等具体的記載する。
 - （2）処理設備の処理能力
製造する高圧ガスの種類ごとに計算をした処理能力の合計を記載する。
 - （3）処理設備の性能
「処理設備の性能」とは、処理能力を算定するために必要な事項をいい、例えば処理設備が圧縮機及びポンプの場合、性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器の場合は、公称能力を記載する。
 - （4）法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していることを、各条項ごとに具体的に記載する。
 - （5）製造施設の位置及び付近の状況を示す図面
申請事業所と隣接する他事業所等との関係及び付近の状況が示されている図面

【次ページへ続く】

[添付すべき書面又は図面]

- ① 事業所全体平面図
境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面
 - ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③ フローシート又は配管図
高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。
 - ④ 高圧ガス製造施設配置図
防消火設備、ガス漏洩検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造設備及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面
 - ⑤ 機器等一覧表
塔・槽類・熱交換器類、圧縮機・ポンプ類、弁類及び配管類についての材料、設計圧力、設計温度、肉厚等を記載したリスト
 - ⑥ 処理・貯蔵能力の計算書
高圧ガスの種類ごとに所定の計算方法により計算した処理・貯蔵能力の計算書
 - ⑦ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガスの耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあつては特定設備検査合格証、指定設備にあつては指定設備認定証、大臣認定品にあつては認定試験者試験等成績書の写し
ただし、試験研究機関が処理能力 15 m³以下の高圧ガス設備（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く。）について製造の届出を行う場合は、次の添付書類を省略することができる。
 - ① 事業所全体平面図（④高圧ガス製造施設配置図に事業所の境界線と警戒標の設置位置を併せて記載する場合）
 - ② 製造工程の概略を説明した書面及び図面（(1)製造の目的に併せて記載する場合）
 - ③ 処理・貯蔵能力の計算書（(2)処理設備の処理能力に併せて記載する場合）
- (6) 上記①～⑦に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第12条第1号及び第2号の基準の確認に必要な書面又は図面
- (7) 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○製造施設完成検査申請（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

〔製造施設完成検査〕

- ・法第20条 一般則第31条
 液石則第32条
 コンビ則第15条

〔製造施設変更完成検査〕

- ・法第20条第3項 一般則第31条
 液石則第32条
 コンビ則第15条

適用

1. 製造許可の対象となった設備
2. 変更許可の対象となった施設

（ただし、製造の方法及び製造する高圧ガスの種類の変更は対象外）

＜完成検査を要しない変更の工事＞

- ①ガス設備の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、一般則第6条第1項第13号（液石則第6条第1項第19号）（コンビ則第5条第1項第19号）の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（一般則第15条第1項（液石則第16条第1項）（コンビ則第14条第1項）に規定する工事を除く。）であつて、処理能力の変更が変更前の処理能力の20%以内の増減であるもの。
- ②処理能力が1日100立方メートル（不活性ガス又は空気は300立方メートル）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備の場合は特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）の追加の変更工事であり、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。

必要書類

1. 高圧ガス製造施設完成検査申請書
（一般則様式第13、液石則様式第13、コンビ則様式第5）
2. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○高圧ガス製造開始届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第21条第1項 一般則第42条
 液石則第42条
 コンビ則第21条

適用

- ・第1種製造者が製造を開始したとき

必要書類

1. 高圧ガス製造開始届書
 （一般則様式第23、液石則様式第22、コンビ則様式第11）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出続

○高圧ガス製造廃止届（一般則、液石則、コンビ則）

| | |------| | 根拠法令 | |------|

- | | |
|---------------|----------|
| ・法第21条第1項、第3項 | 一般則第42条 |
| | 液石則第42条 |
| | コンビ則第21条 |

| | |----| | 適用 | |----|

- ・第1種製造者が製造を廃止したとき
- ・第2種製造者が製造の事業を廃止したとき

| | |------| | 必要書類 | |------|

1. 高圧ガス製造廃止届書
（一般則様式第24、液石則様式第23、コンビ則葬式第12）
2. 高圧ガス製造許可証（第一種製造者）
3. 高圧ガス製造事業届出書の副本（第二種製造者）
（2又は3を紛失している場合は、発見後速やかに返納する旨の念書が必要）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きをする場合）

○危害予防規程届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第26条 一般則第63条
液石則第61条
コンビ則第22条

適用

- ・新たに第1種製造者になった場合（制定）
- ・第1種製造者が危害予防規程届に変更が生じた場合（変更）

必要書類

（制定時）

1. 危害予防規程届書（一般則様式第32、液石則様式第31、コンビ則様式第13）
2. 危害予防規程
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

（変更時）

1. 危害予防規程届書（一般則様式第32、液石則様式第31、コンビ則様式第13）
2. 変更後の危害予防規程とともに、新旧対照表等変更の内容がわかる書類を添付
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

【危害予防規程に定めるべき事項】

- ①製造施設及び製造帆法の技術上の基準に関する事項
 - ②保安管理体制及び保安統括者等の職務に関する事項
 - ③製造設備の安全な運転及び操作に関する事項
 - ④製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項
 - ⑤製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項
 - ⑥危険時の措置とその訓練方法に関する事項
 - ⑦大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事項
 - ⑧協力会社の作業の管理に関する事項
 - ⑨この規定の周知方法及び違反した者に対する措置に関する事項
 - ⑩保安に関する記録に関する事項
 - ⑪この規定の作成及び変更の手続きに関する事項
 - ⑫その他災害発生防止に関する必要事項
 - ⑬製造施設を新設し、又は変更する場合の安全審査に関する事項（コンビ則適用事業所）
- ※大規模地震対策特別措置法による自身防災対策強化地域内にある事業所のうち特に定められる事業所については、地震防災に関する所定の事項の追加が必要

○高圧ガス保安統括者（代理者）届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第27条の2 一般則第67条
 液石則第65条
 コンビ則第26条

適用

- ・第1種製造者及び第2種製造者が、保安統括者及びその代理者を選任・解任する場合

必要書類

1. 高圧ガス保安統括者届書
（一般則様式第33、液石則様式第32、コンビ則様式第14）
2. 高圧ガス保安統括者代理者届書
（一般則様式第37、液石則様式第36、コンビ則様式第16）
3. 統括管理する者であることを証明する書面（参考様式）
4. 統括管理を代理する者であることを証明する書面（参考様式）
5. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス保安技術管理者等届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第27条の2
- 一般則第67条
液石則第65条
コンビ則第26条

適用

- ・第1種製造者及び第2種製造者が保安技術管理者及び保安係員を選任・解任する場合。
（その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にした選解任について当該期間終了後遅滞なく提出する。）

必要書類

1. 高圧ガス保安技術管理者等届書
（一般則様式第33の2、液石則様式第32の2、コンビ則様式第14の2）
2. 別紙選解任の状況（選任区分、選解任者の氏名、免状の種類、選解任年月日、選解任の理由）（参考様式）
3. 製造保安責任者免状の写し（解任の場合を除く）
4. 高圧ガスの製造に関する実務従事経歴証明書（参考様式）
5. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス保安主任者等届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第27条の3 一般則第71条
 液石則第69条
 コンビ則第30条

適用

- ・第1種製造者が、保安主任者、保安企画推進員を選任・解任する場合。（その年の前年の8月1日からその年の7月31日までの期間内にした選解任について、当該期間終了後、遅滞なく提出する。）

必要書類

- 1 高圧ガス保安主任者等届書
（一般則様式第34、液石則様式第33、コンビ様式第15）
- 2 製造保安責任者免状の写し（解任の場合を除く）
- 3 保安主任者の場合は、高圧ガスの製造に関する実務従事経歴証明書（参考様式）
（解任の場合を除く）
- 4 保安企画推進員の場合は、一般則第70条、液石則第68条、コンビ則第29条に規定する要件に該当する者であることを証明する書面（参考様式）を添付すること。（解任の場合を除く）
- 5 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス製造施設休止届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第35条 一般則第79条第2項
 液石則第77条第2項
 コンビ則第34条第2項

適用

許可を受けた高圧ガス製造施設のうち、高圧ガスの製造を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止している製造施設であって、他の製造施設と明確に縁切りされていることが確認でき、かつ、その製造施設中のガスをそのガスと反応しにくい窒素等の不活性ガスで置換する等の保安上の措置が講じてある状態のもの。

必要書類

- 1 高圧ガス製造施設休止届
（一般則様式第37の2、液石則様式第36の2、コンビ則様式第16の2）
- 2 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面
- 3 当該特定施設について講じた措置を記載した書面
- 4 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

※休止施設の休止期間は保安管理上、休止届書を受理してから3年を限度とし、更に限度を超えて休止を継続する場合にあっては、新たに休止届書を提出が必要。

※休止期間中も定期自主検査については、1年に1回以上の実施が必要。

○保安検査申請〔振興局で検査を行う場合〕（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第35条 一般則第79条
 液石則第77条
 コンビ則第34条

適用

- ・第1種製造者の特定施設について、告示で定めるものを除き、1年に1回実施
→「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」第13条（保安検査を受ける必要のない施設）、第14条（保安検査の期間）

※ 平成10年4月1日～

移動式の空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置の保安検査期間は2年

必要書類

1. 保安検査申請書
（一般則様式第38、液石則様式第37、コンビ則様式第17）
2. 保安検査受検に必要な書類
（処理能力一覧表、保安統括者等及びそれらの代理者の選任状況一覧表、定期自主検査記録）
3. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○高圧ガス保安協会保安検査受検届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第35条 一般則第80条
 液石則第78条
 コンビ則第36条

適用

- ・高圧ガス保安協会の保安検査を受検し、検査証の交付を受けた者

必要書類

1. 高圧ガス保安協会保安検査受検届書
（一般則様式第40、液石則様式第39、コンビ則様式第19）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○指定保安検査機関保安検査受検届（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

- ・法第35条 一般則第80条
 液石則第78条
 コンビ則第36条

適用

- ・指定保安検査機関実施の保安検査を受検し、検査証の交付を受けた者

必要書類

1. 指定保安検査機関保安検査受検届書
（一般則様式第41、液石則様式第40、コンビ則様式第20）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

2 貯蔵

○第一種貯蔵所設置許可申請（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第16条第1項 一般則第20条
液石則第21条

適用

- ① 第一種ガス（不活性ガス）にあつては、容積3,000^m、（液化ガスの場合は30トン）以上貯蔵する場合
- ② 第二種ガス（不活性以外のガス（第三種ガスを除く。))にあつては、容積1,000^m（液化ガスの場合は10トン）以上貯蔵する場合
- ③ 第二種貯蔵所の貯蔵量が、第一種貯蔵所の貯蔵量に変更となったとき。
（注1）液化ガスについては、液化ガス10kgを容積1^mに換算する。
（法第16条第3項）
（注2）現時点では、危険性の高い第三種ガスとして定められているものはない。
※ 高圧ガス保安法施行令第5条

必要書類

1. 第一種貯蔵所設置許可申請書
（一般則様式第7、液石則様式第7）
2. 貯蔵の目的を記載した書面
3. 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
4. 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
5. 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
（添付すべき書面及び図面）
 - （1）事業所全体平面図
 - （2）貯蔵設備等のフローシート又は配管図
 - （3）高圧ガス貯蔵所配置図
 - （4）機器等一覧表
 - （5）貯蔵能力の計算書
 - （6）貯蔵設備等（大臣認定品を除く）の強度計算書
 - （7）耐震設計構造物に係る計算書
 - （8）貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
6. 上記（1）～（8）に掲げるもののほか、貯蔵所に応じて、法第16条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
7. （適用）③の場合）第二種貯蔵所の廃止届
8. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
9. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○第一種貯蔵所承継届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・ 法第 17 条第 2 項 一般則第 24 条
- 液石則第 25 条

適 用

- ・ 第一種貯蔵所について譲渡又は引渡しがあった場合

必要書類

1. 第一種貯蔵所承継届書
（一般則様式第 8、液石則様式第 8）
2. 承継の事実を証する書面
 - ① 相続の場合
 - ・ 相続の事実を証する書面（相続人が 2 人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - ・ 被承継者に関する戸籍謄本
 - ② 合併・分割の場合
 - ・ 合併若しくは分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
 - ③ 譲渡の場合
 - ・ 譲り渡しの事実を証する書面（契約書の写し等）
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○第一種貯蔵所位置等変更許可申請（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第19条第1項 一般則第27条
 液石則第28条

適用

- ・第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事をする場合

必要書類

1. 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
（一般則様式第10、液石則様式第10）
2. 変更明細書
 - (1) 貯蔵の目的を記載した書面
 - (2) 法第16条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
 - (3) 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
 - (4) 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
(添付すべき書面及び図面)
 - ①事業所全体平面図
 - ②貯蔵設備等のフローシート又は配管図
 - ③高圧ガス貯蔵所配置図
 - ④機器等一覧表
 - ⑤貯蔵能力の計算書
 - ⑥貯蔵設備等（大臣認定品を除く）の強度計算書
 - ⑦耐震設計構造物に係る計算書
 - ⑧貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
3. 上記①～⑧に掲げるもののほか、貯蔵所に応じて、法第16条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
4. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○第一種貯蔵所軽微変更届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第19条第2項
- | |
|------------|
| 一般則第28条第2項 |
| 液石則第29条第2項 |

適 用

- ・貯蔵する高圧ガスが通る部分取替えの工事であって貯蔵能力が変更しないもの
- ・貯蔵する高圧ガスのガスが通る部分の変更の工事
- ・貯蔵する高圧ガスのガスが通る部分以外の貯蔵所に係る設備の変更の工事
- ・貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事

※ただし、貯槽及びじょ限量が 100 万分の 1 未満のガスが通る部分の取替えの場合は軽微な変更の工事とはならず、許可が必要。

また、高圧ガス設備の取替えについては、大臣認定品、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が検査し、合格したものととの取替え、保安上特段の支障がないものとして認められたもの（可とう管〈高圧ホース、金属フレキ管等〉であって、KHK 又は指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したもの）への取替えのみが軽微変更に該当する。

必要書類

1. 第一種貯蔵所軽微変更届書
（一般則様式第11、液石則様式第11）
2. 変更の概要を記載した書面
 - ①変更の目的
 - ②変更の内容
3. 法第19条第1項ただし書きの工事に該当していることを示す図面
4. 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面
（添付すべき書面及び図面）
 - （1）事業所配置図
 - （2）貯蔵所の平面図
5. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○第二種貯蔵所位置等変更届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第19条第4項 一般則第29条
液石則第30条

適用

- ・第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事
※軽微なものを除く。

必要書類

1. 第二種貯蔵所軽微変更届書
(一般則様式第12、液石則様式第12)
2. 変更明細書
<留意事項> (1) から (3) について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
 - (1) 貯蔵の目的を記載した書面
 - (2) 法第18条第2項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
 - (3) 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
(添付すべき書面及び図面)
 - ①事業所全体平面図
 - ②貯蔵設備等のフローシート又は配管図
 - ③高圧ガス貯蔵所配置図
 - ④機器等一覧表
 - ⑤貯蔵能力の計算書
 - ⑥貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項
(大臣認定品にあつては、認定試験者試験等成績書) の写し
 - ⑦耐震設計構造物に係る計算書
 - ⑧貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
3. 上記①～⑧に掲げるもののほか、貯蔵所に応じて、法第18条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
4. 届出手続きの権限を示す委任状 (代表者以外の者が届出手続きを行う場合)

○第一種貯蔵所完成検査申請（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第20条
- | |
|---------|
| 一般則第31条 |
| 液石則第32条 |

適用

- ・貯蔵所設置許可又は変更許可を受けた施設について工事が完成した場合

＜完成検査不要の変更工事＞

※貯蔵する高圧ガスのガスが通る部分の取替え又は設置位置の変更の工事であって、貯蔵能力の変更が変更前の貯蔵能力の20%以内の増減であるもの。

（ただし、耐震設計構造物に係る貯槽は除き、貯槽の取替えを伴うものにあつては、特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）

必要書類

1. 第一種貯蔵所完成検査申請書（一般則様式第14、液石則様式第14）
2. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

3 消費

○特定高圧ガス消費届（一般則、液石則）

根拠法令

- | | |
|----------|---------|
| ・法第24条の2 | 一般則第53条 |
| 施行令第7条 | 液石則第51条 |

適用

- ① モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン及びジシランの圧縮ガス及び液化ガス（これらを特殊高圧ガスという。）を消費する者。
- ② 次表に掲げる種類の高圧ガスを、同表に掲げる数量以上貯蔵し、消費する者。
- ③ 次表左欄に掲げるガスを、他の事業所から導管により供給を受け消費する者。

高圧ガスの種類	数量	
圧縮水素	容積	300 m ³
圧縮天然ガス	容積	300 m ³
液化酸素	質量	3,000 kg
液化アンモニア	質量	3,000 kg
液化石油ガス	質量	3,000 kg（注）
液化塩素	質量	1,000 kg

（注）液石法施行令第2条に掲げる者（一般消費者に類似の消費形態の者）
の場合は10,000 kg

必要書類（消費開始20日前）

1. 特定高圧ガス消費者届書（一般則様式第29、液石則様式28）
2. 消費施設等明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - （1）消費の目的
 - （2）特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
 - （3）法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
 - （4）特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面（添付すべき書面又は図面）
 - ①事業所全体平面図
 - ②消費施設の配置図
 - ③消費設備に係るフローシート又は配管図
 - ④機器一覧表
 - ⑤貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあつては、認定試験者等成績書）の写し
 - ⑥消費設備の基礎の構造を示した図面
3. 上記の掲げるものの他、消費事業所に応じて、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
4. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
5. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）
※そのほかに、特定高圧ガス取扱主任者選任届の提出が必要になります。

○特定高圧ガス消費施設変更届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第24条の4第1項
- 一般則第56条
液石則第54条

適用

- ・消費施設の変更の工事
- ・消費する特定高圧ガスの種類の変更
- ・消費の方法の変更

必要書類（あらかじめ届出）

1. 特定高圧ガス消費施設等変更届書（一般則様式第30、液石則様式29）
2. 消費施設等明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - (1) 消費の目的
 - (2) 特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力
 - (3) 法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
 - (4) 特定高圧ガスの消費のための施設の位置及び付近の状況を示す図面（添付すべき書面又は図面）
 - ①事業所全体平面図
 - ②消費施設の配置図
 - ③消費設備に係るフローシート又は配管図
 - ④機器一覧表
 - ⑤貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項（大臣認定品にあつては、認定試験者等成績書）の写し
 - ⑥消費設備の基礎の構造を示した図面
3. 上記の掲げるものの他、消費事業所に応じて、法第24条の3第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
※変更後と変更前を明確に退避できる書類、上記①から⑥のうち、変更部分について技術上の基準を確認できる書類で足りるものとする。
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○特定高圧ガス消費廃止届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第24条の4第2項

一般則第58条

液石則第56条

適用

・特定高圧ガスの消費を廃止した場合

必要書類

1. 特定高圧ガス消費廃止届書（一般則様式第31、液石則様式30）
2. 特定高圧ガス消費届出書の副本
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○特定高圧ガス取扱主任者選解任届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第28条第3項

一般則第75条

液石則第73条

適用

- ・特定高圧ガス消費事業所において取扱主任者を選任又は解任した場合。
※施設を廃止し、廃止届を提出した場合は、解任届は不要。

必要書類

1. 特定高圧ガス取扱主任者届書
(一般則様式第36、液石則様式35)
2. 取扱主任者の経歴書〔選任の場合〕(参考様式)
3. 資格免状の写し(免状所有者を選任する場合)
※適格要件：一般則第73条、液石則第71条
4. 届出手続きの権限を示す委任状(代表者以外の者が申請手続きを行う場合)

4 販売

○高圧ガス販売事業届（一般則、液石則、冷凍則）

根拠法令

- ・法 20 の 4 一般則第 37 条
- 液石則第 38 条
- 冷凍則第 26 条

適 用

1. 高圧ガスの販売事業を営もうとする者
2. 「販売の事業」とは、高圧ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的を持って行おうとする者をいう。
3. 冷凍保安規則でいう販売とは、1日の冷凍能力が20トン（冷媒ガスがフルオロカーボンの場合は50トン）以上の冷凍設備内における高圧ガスを販売することをいう。したがって、容器内のフルオロカーボン等の販売は一般則の適用となる。
4. 第一種製造者がその充てんした事業所において販売する場合、施行令第6条に規定する高圧ガスを販売する場合は、届出を要しない。

必要書類

1. 高圧ガス販売事業届書
（一般則様式第21、液石則様式第21、冷凍則様式第13）
2. 販売計画書（販売の目的、販売するガスの種類、商流、販売先、周知、容器置場がある場合の容器置場の面積・貯蔵量、自社車両で移動する場合は移動の基準への対応、
ガスの供給元及び許可・届状況、連絡先等）（参考様式）
3. 高圧ガス引渡先保安台帳（参考様式）
4. 販売台帳（容器授受明細簿）の様式（参考様式）
5. 販売する高圧ガスの種類に応じて法20条の6第1項の省令で定める技術上の基準（販売業者等に係る技術上の基準）への対応状況の書面及び図面（位置図、配置図など）
6. 法人の場合は、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人の場合は、住民票
7. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

※販売主任者の選任を必要とする高圧ガスの場合は、販売主任者選任届の提出も必要
（一般則第72条、液石則第70条）
（製造保安責任者免状及び販売主任者免状の写し及び6か月以上の製造又は販売に有する証明書）

○販売に係る高圧ガスの種類変更届（一般則、冷凍則）

根拠法令

- ・法第20条の7
一般則第41条
冷凍則第28条

適用

- ・販売する高圧ガスの種類を変更した場合
- ・種類の変更に該当しない変更（同一区分内のガスの種類の変更）
※高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について第20条の7関係参照
「販売をする高圧ガスの種類を変更」に該当しない変更は次の（イ）から（ハ）までに掲げる同一区分内のガスの種類の変更とする。
 - （イ）冷凍設備内の高圧ガス
 - （ロ）液化石油ガス（炭素数3又は4の炭化水素を主成分とするものに限り（イ）を除く。）
 - （ハ）不活性ガス（（イ）を除く。）

必要書類（事業開始20日前）

1. 販売に係る高圧ガスの種類変更届書（一般則様式第22、冷凍則様式14）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス販売事業承継届（一般則、液石則、冷凍則）

根拠法令

- ・ 法第20条の4の2
- 一般則第37条の2
- 液石則第38条の2
- 冷凍則第26条の2

適用

- ・ 販売業者について譲り渡し、相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるもの）があった場合

必要書類

1. 高圧ガス販売事業承継届書
（一般則様式第21の2、液石則様式第21の2、冷凍則様式13の2）
2. 相続の場合
 - ①戸籍謄本（被承継者に関する）
 - ②相続の事実を証する書面
（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
3. 合併、分割の場合
 - ①合併、分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
4. 譲渡の場合
 - ①譲り渡しの事実を証する書面（譲渡契約書の写し等）
5. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス販売事業廃止届（一般則、液石則、冷凍則）

根拠法令

・法第21条第5項

一般則第44条

液石則第44条

冷凍則第30条

適用

・販売の事業を廃止した場合

必要書類

1. 高圧ガス販売事業廃止届書
(一般則様式第26、液石則様式第25、冷凍則様式第17)
2. 高圧ガス販売事業届の副本または高圧ガス販売事業届受理証
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス販売主任者届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第28条第3項

一般則第74条

液石則第72条

適用

・販売主任者を選任又は解任した場合

※販売事業を廃止し、廃止届を提出した場合は、解任届の提出は不要

必要書類

1. 高圧ガス販売主任者届書（一般則様式第35、液石則様式第34）
2. 販売主任者の経歴書（参考様式）（選任に係るもののみ）
3. 資格免状の写し（選任に係るもののみ）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

<留意事項>

（ガスの指定）

一般則第72条第1項

液石則第70条第1項

（選任区分）

一般則第72条第2項

液石則第70条第2項・第3項

5 容器及びその附属品

○容器検査申請（容器則）

根拠法令

- ・法第44条第1項 容器則第4条

適用

- ・容器の製造又は輸入をした者

必要書類

1. 容器検査申請書（容器則様式第1）
2. 容器に充填しようとする高圧ガスの種類及び圧力を記載した書面
3. 高圧ガスを一度充填した後、再度高圧ガスを充填することができないものとして製造された容器（以下「再充填禁止容器」という。）については、その容器が再充填禁止容器である旨を明らかにする書面
4. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○容器検査所登録申請（容器則）

根拠法令

- ・法第50条第3項 容器則第30条

適用

- ・容器再検査を行う者

必要書類

1. 容器検査登録申請書（容器則様式第5）
2. 検査設備明細書＜容器則第33条（検査設備の基準）に対応する事項を記載＞
3. 容器検査所の位置及び付近の状況図
4. 容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）
5. 2～4に掲げるもののほか、法第50条第3項の基準の確認に必要な書面又は図面
6. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）
7. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○容器検査所登録更新申請（容器則）

根拠法令

- ・法第50条第1項 容器則第31条

適用

- ・容器検査所の登録を5年ごとにその更新を受ける場合

必要書類

1. 容器検査登録更新申請書（容器則様式第6）
2. 検査設備明細書＜容器則第33条（検査設備の基準）に対応する事項を記載＞
（検査設備に変更がない場合は省略可）
3. 容器検査所の位置及び付近の状況図
4. 容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）
5. 2～4に掲げるもののほか、法第50条第3項の基準の確認に必要な書面又は図面
6. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

<留意事項>

※期限切れの場合、新規とする → 容器検査所登録申請

※登録期限切れの登録票は、返納してください。

→ 紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を提出すること。

○高圧ガスの種類又は圧力の変更申請（容器則）

根拠法令

- ・法第54条第1項 容器則第9条

適用

- ・容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更をしようとする者

申請時必要書類

1. 高圧ガスの種類又は圧力変更申請書（容器則様式第2）
2. 変更内容明細書
3. 変更後においても当該容器が容器則第7条の規格に適合することを称する資料
4. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

刻印等の種類	申請先
刻印等が高圧ガス保安協会によりされたもの 及び自主検査刻印等がされたもの	高圧ガス保安協会
刻印等が指定容器検査機関によりされたもの	指定容器検査機関
上記以外のもの (内容積が500L以下の容器)	経済産業大臣 (都道府県知事)

承認後必要書類

1. 刻印変更報告書（様式事由）、容器の刻印等の拓本又は写真
2. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○附属品検査申請（容器則）

根拠法令

- ・法第49条の2第1項 容器則第14条

適用

- ・バルブその他の容器の附属品で経済産業省令に定めるものの製造又は輸入をした者

必要書類

1. 附属品検査申請書（容器則様式第3）
2. 附属品が装置される容器に充填されるべき高圧ガスの種類及び圧力を記載した書面
3. 高圧ガスを一度充填した後、再度高圧ガスを充填することができないものとして製造された容器（以下「再充填禁止容器」という。）に装着する附属品については、その附属品が再充填禁止容器である旨を明らかにする書面
4. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○特別充てん許可申請（容器則）

根拠法令

- ・法第48条第5項 容器則第23条

適用

- ・危険のおそれがないと認め、条件を付けて許可した場合は、法第48条第1項、第2項及び第4項の規定は適用しない。

(注意事項)

内容積500L以下の容器（鉄道車両に固定するものを除く。）に限る。

必要書類

1. 特別充てん許可申請書（容器則様式第4）
2. 特別充てん事由書
3. 特別充てんしても安全であることを確認できる資料
（容器の来歴、強度計算書、腐食その他の劣化程度を示す資料、耐圧試験成績書、
気密試験成績書など）
4. 保税許可書の写し
5. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

<留意事項>

1. 「容器保安規則の運用及び解釈について」の第23条関係参照
→特別充てん許可は、法第49条の容器検査所の登録を受けた者が行う容器再検査と同等以上の検査に合格していない容器については、与えないものとする。
2. 外国容器の場合
→平成30年3月30日付け 20180323 保局第11号「保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充てんについて（内規）」参照

○検査主任者届（容器則）

根拠法令

- ・法第52条第2項 容器則第35条

適用

- ・容器検査所の登録を受けた者

必要書類

1. 検査主任者届書（容器則様式第8）
2. 選任される者の高圧ガス製造責任者免状の写し
又は検査主任者経歴書（選任の場合に限る）
※容器則第34条に規定する資格を証明する書類や卒業証明書、成績証明書等の
書類など
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○容器検査所廃止届（容器則）

根拠法令

- ・法第56条の2 容器則第39条

適用

- ・容器検査所の再検査の業務を廃止した場合

必要書類

1. 容器検査所廃止届書（容器則様式第9）
2. 容器検査所登録票
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外が届出手続きを行う場合）

<留意事項>

- ※容器検査所の登録票を紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を提出すること

6 輸入

○輸入検査申請（一般則、液石則、冷凍則）

根拠法令

- ・法第22条第1項
一般則第45条第1項、第3項
液石則第45条第1項、第3項
冷凍則第31条第1項、第2項

適用

- ・ 高压ガスを輸入する場合
（冷凍の場合は、冷凍能力が20トン（フルオロカーボンは50トン）以上の冷凍設備におけるガスの輸入）

適用除外

- 船舶から導管により陸揚げして高压ガスの輸入をする場合
- 規則で定める緩衝装置内における高压ガスの輸入をする場合
 - ・ 不活性ガス又は空気を封入したもので、作動時のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、かつ、再充てんできない構造
- 公共の安全の維持又は災害の防止に支障を及ぼすおそれのないものとして規則で定める場合
 - ・ 不活性ガス又は空気を封入したもので、作動時のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であり、かつ、再充てんできない構造の自動車用エアバッグ
 - ・ 自動車用消火器（不活性ガス）
 - ・ 天然ガス車用容器内の天然ガス
 - ・ 液化石油ガス車用容器内の液化石油ガス
 - ・ 航空機用の救命胴衣に使用する不活性ガス
- 高压ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受け、輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を道に届け出た場合。

必要書類

1. 輸入検査申請書
（一般則様式第27、液石則様式第26、冷凍則様式第18）
2. 輸入高压ガス明細書
（一般則様式第27の2、液石則様式第26の2、冷凍則様式第18の2）
3. 充填証明書
4. 分析証明書
5. 容器証明書、容器の成績書又は刻印の拓本
6. 船荷証券（B/L）、航空運送状（AWB）（写し可）
7. インボイス（荷送り状）又はパッキングリスト（写し可）
8. 上記2から7に掲げるもののほか、法第22条第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
9. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

7 冷凍

○高圧ガス製造許可申請（冷凍則）

根拠法令

- ・ 法第 5 条第 1 項第 2 号 冷凍則第 3 条

適用

- ・ 1 日の冷凍能力が
 - 冷媒ガスが第一種ガス（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボンまたは空気）及びアンモニアの場合
50 トン以上
 - 冷媒ガスが上記以外の場合 20 トン以上
- となる冷凍設備を使用して高圧ガスを製造する者。

必要書類

1. 高圧ガス製造許可申請書（冷凍則様式第 1）
2. 製造計画書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - (1) 製造の目的
 - (2) 製造設備の種類
 - (3) 1 日の冷凍能力
 - (4) 圧縮機の性能
 - (5) 法第 8 条第 1 号及び第 2 号の技術上の基準に関する事項
(添付すべき書面又は図面)
 - ①事業所全体平面図
 - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③フローシート又は配管図
 - ④高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤機器等一覧表
 - ⑥処理・貯蔵能力計算書
 - ⑦高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
 - ⑧耐震設計構造物に係る計算書
 - ⑨高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - ⑩上記①～⑨に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第 8 条第 1 号及び第 2 号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
3. 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
4. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）
5. 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）

○高圧ガス製造届（冷凍則）

根拠法令

- ・法5条第2項第2号
- 冷凍則第4条

適用

- ・1日の冷凍能力が
- 冷媒ガスが第一種ガス（ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）または空気）の場合
20トン以上50トン未満
- 冷媒ガスがフルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものを除く。）及びアンモニアの場合
5トン以上50トン未満
- 冷媒ガスが上記以外の場合
3トン以上20トン未満
- となる冷凍設備を使用して高圧ガスを製造する者。

必要書類

1. 高圧ガス製造事業所届書（冷凍則様式第2）
2. 製造計画書（記載すべき事項）
 - （1）製造の目的
 - （2）製造設備の種類
 - （3）1日の冷凍能力
 - （4）圧縮機の性能
 - （5）法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
（添付すべき書面又は図面）
 - ①事業所全体平面図
 - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③フローシート又は配管図
 - ④高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤機器等一覧表
 - ⑥冷凍能力の計算書
 - ⑦冷媒設備の機密性試験成績書及び耐圧性能試験成績書（配管を除く）に対応する事項（指定設備にあっては指定設備認定証、冷凍則第64条第2号に規定する協会が行う試験に合格したものにあっては当該試験に合格した旨の証明書）
3. 上記①から⑦に掲げるもののほか、法第12条第1項及び第2項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面等
4. 移設等に係る高圧ガス設備にあっては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録
5. 法人登記簿謄本〔履歴事項全部証明書〕（個人の場合は住民票）
6. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○第一種製造事業承継届（冷凍則）

根拠法令

- ・ 法第 10 条 冷凍則第 10 条

適用

- ・ 第一種製造者について相続、合併又は分割（第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものに限る）があった場合

【対象外】

- ① 個人から法人への譲渡
- ② 法人から個人への譲渡
- ③ 個人から他の個人（相続以外）への譲渡
- ④ 法人から他の法人（合併、分割以外）への譲渡
- ⑤ 法人分割後の分割された数社の法人への譲渡

※措置方法

- ・ 製造事業を譲渡した製造者の製造廃止届
- ・ 製造事業の譲渡を受けた者の製造許可申請

必要書類

1. 第一種製造事業承継届書（冷凍様式第 3）

2. 個人の場合
 - ・ 相続の事実を証する書面
（相続人が 2 人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - ・ 被承継者に関する戸籍謄本

3. 法人の場合
 - ・ 合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）

4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○第二種製造事業承継届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第10条の2 冷凍則第10条の2

適用

- ・第二種製造者について、その事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるものに限る）があった場合

必要書類

1. 第二種製造事業承継届書（冷凍則様式第3の2）
2. 個人の場合
 - ・相続の事実を証する書面
（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）
 - ・被承継者に関する戸籍謄本
3. 法人の場合
 - ・合併又は分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）
 - ・譲り渡しの事実を証明する書面（契約書の写し等）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス製造施設等変更許可申請（冷凍則）

根拠法令

- ・法第14条第1号 冷凍則第16条

適用

1. 許可を受けた製造施設の変更の工事をする場合
2. 製造する高圧ガスの種類を変更する場合
3. 製造方法を変更する場合

必要書類

1. 高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第4）
2. 変更明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
＜留意事項＞（1）～（5）について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
 - （1）製造の目的
 - （2）製造設備の種類
 - （3）1日の冷凍能力
 - （4）圧縮機の性能
 - （5）法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
 - （6）移設等に係る冷凍設備にあっては、当該設備の使用の経歴及び保管状態の記録（添付すべき書面又は図面）
 - ①事業所全体平面図
 - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③フローシート又は配管図
 - ④高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤機器等一覧表
 - ⑥処理・貯蔵能力計算書
 - ⑦高圧ガス設備（特定設備、指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
 - ⑧耐震設計構造物に係る計算書
 - ⑨高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
 - ⑩上記①～⑨に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

※変更後と変更前を明確に対比できる書類、上記①から⑩のうち、変更部分に係る内容を確認できる書類の添付すること。
3. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○高圧ガス製造施設軽微変更届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第14条第2号 冷凍則第17条

適用

1. 独立した製造設備の撤去の工事
2. 製造設備の取替えの工事であって、冷凍能力が変更しないもの
ただし、次のものを除く。
 - ・耐震設計構造物として適用を受ける製造設備
 - ・可燃性ガス及び毒性ガスを冷媒とする冷媒設備の取替え
 - ・冷媒設備に係る切断、溶接を伴う工事
3. 製造施設の製造設備以外の設備の取替え工事
4. 認定設備の設置の工事
5. 指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事
(同一部品への交換のみ)

※耐震設計構造物、可燃性ガス又は毒性ガスの冷媒設備の取替え及び冷媒設備の切断・溶接を伴う取替えの工事の場合は、変更許可申請が必要

必要書類

1. 高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第5）
2. 変更の概要を記載した書面
 - ①変更の目的
 - ②変更の内容
 - ③認定設備の設置の工事や指定設備認定証が無効とならない認定指定設備に係る変更の工事（同一部品への交換のみ）の工事を行った場合は、指定設備認定証の写し
<留意事項>
 - ・変更理由を分かりやすく記載すること
 - ・変更工事の内容等を分かりやすく記載すること
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス製造施設等変更届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第14条第4号 冷凍則第18条

適用

1. 製造施設の位置、構造、設備の変更（軽微な変更の工事を除く）する場合
2. 製造する高圧ガスの種類を変更する場合
3. 製造方法を変更する場合

必要書類（あらかじめ届出）

1. 高圧ガス製造施設等変更届書（冷凍則様式第6）
2. 変更明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
＜留意事項＞（1）～（5）について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
 - （1）製造の目的
 - （2）製造設備の種類
 - （3）1日の冷凍能力
 - （4）圧縮機の性能
 - （5）法第12条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項
（添付すべき書面又は図面）
 - ①事業所全体平面図
 - ②製造工程の概要を説明した書面及び図面
 - ③フローシート又は配管図
 - ④高圧ガス製造施設配置図
 - ⑤機器等一覧表
 - ⑥冷凍能力の計算書
 - ⑦高圧ガス設備（特定設備，指定設備及び大臣認定品を除く。）の強度計算書
 - ⑧冷媒設備気密性性能試験成績書及び耐圧性能試験成績書（配管を除く。）に対応する事項（指定設備にあっては，指定設備認定証、冷凍則第64条第2号に規定する協会が行う試験に合格したものにあっては，当該試験に合格した旨の証明書）の写し
 - ⑨上記①～⑧に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第8条第1号及び第2号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

※変更後と変更前を明確に対比できる書類、上記①から⑨のうち、変更部分に係る内容を確認できる書類の添付すること。
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○製造施設完成検査申請（冷凍則）

根拠法令

〔製造施設完成検査〕

- ・法第20条 冷凍則第21条

〔製造施設変更完成検査〕

- ・法第20条第3項 冷凍則第21条

適用

1. 製造許可の対象となった施設
2. 変更許可の対象となった施設

（ただし、製造の方法及び製造する高圧ガスの種類の変更は対象外）

＜完成検査を要しない変更の工事＞

- ①製造設備の取替えの工事であって、冷凍能力の変更が変更前の冷凍能力の20%以内の増減であるもの（耐震設計構造物は除き、また、可燃性ガス及び毒性ガスの冷媒施設の取替えの場合及び冷媒設備の切断・溶接を伴う取替え工事は除く）

必要書類

1. 高圧ガス製造施設完成検査申請書（冷凍則様式第7）
2. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

○高圧ガス製造開始届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第21条第1項 冷凍則第29条第1項

適用

- ・第1種製造者が製造を開始したとき

必要書類

1. 高圧ガス製造開始届書（冷凍則様式第15）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス製造廃止届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第21条第1項、第3項 冷凍則第29条第2項

適用

- ・第1種製造者が製造を廃止したとき
- ・第2種製造者が製造の事業を廃止したとき

必要書類

1. 高圧ガス製造廃止届書（冷凍則様式第16）
2. 高圧ガス製造許可証（第一種製造者）
3. 高圧ガス製造事業届出書の副本（第二種製造者）
（2又は3を紛失している場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を提出）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○保安検査申請（冷凍則）

根拠法令

- ・法第35条 冷凍則第40条

適用

- ・第1種製造者の特定施設について、3年以内に1回以上実施
- ・実施者→高圧ガス保安協会北海道冷凍教育検査事務所

必要書類

1. 保安検査申請書（冷凍則様式第17）
2. 保安検査受検に必要な書類（処理能力一覧、定期自主検査記録）
3. 申請の権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）
4. その他高圧ガス保安協会北海道冷凍教育検査事務所が必要とする書類

備考

- ・高圧ガス保安協会北海道冷凍教育検査事務所
TEL：011-231-1581

○危害予防規程届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第26条 冷凍則第35条

適用

- ・新たに第1種製造者になった場合（制定）
- ・第1種製造者が危害予防規程届に変更が生じた場合（変更）

必要書類

（制定時）

1. 危害予防規程届書（冷凍則様式第20）
2. 危害予防規程
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外が者が届出手続きを行う場合）

（変更時）

1. 危害予防規程届書
2. 変更後の危害予防規程とともに、新旧対照表等変更の内容がわかる書類を添付
3. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外が者が届出手続きを行う場合）

【危害予防規程に定めるべき事項】

- ①製造施設及び製造の方法の技術上の基準に関する事項
- ②保安管理体制及び冷凍保安責任者の職務の範囲に関する事項
- ③製造設備の安全な運転及び操作に関する事項
- ④製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項
- ⑤製造施設の新増設に係る工事及び修理事業の管理に関する事項
- ⑥危険時の措置とその訓練方法に関する事項
- ⑦協力会社の作業の管理に関する事項
- ⑧この規定の周知方法及び違反した者に対する措置に関する事項
- ⑨保安に関する記録に関する事項
- ⑩この規定の作成及び変更の手続きに関する事項
- ⑪大規模な地震に係る防災及び減災対策に関する事項
- ⑫その他災害発生防止に関する必要事項

○冷凍保安責任者（代理者）届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第27条の4 冷凍則第37条、第39条

適用

- ・第一種製造者が、冷凍保安責任者及びその代理者を選任・解任する場合

必要書類

1. 冷凍保安責任者届書（冷凍則様式第21）又は
冷凍保安責任者代理者届書（冷凍則様式第22）
2. 製造保安責任者免状の写し（解任の場合を除く）
3. 高圧ガスの製造に関する経験証明書（参考様式）（解任の場合を除く）
（冷凍則第36条の選任基準（免状、高圧ガスの製造に関する経験）を
満たしているもの）
4. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○高圧ガス保安協会保安検査受検届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第35条 冷凍則第41条

適用

- ・高圧ガス保安協会（一般社団法人北海道冷凍設備保安協会）の保安検査を受検し、検査証の交付を受けた者

必要書類

1. 高圧ガス保安協会保安検査受検届（冷凍則様式第25）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

○指定保安検査機関保安検査受検届（冷凍則）

根拠法令

- ・法第35条 冷凍則第41条

適用

- ・指定保安検査機関実施の保安検査を受検し、検査証の交付を受けた者

必要書類

1. 指定保安検査機関保安検査受検届（冷凍則様式第26）
2. 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

8 事故

○事故届（一般則、液石則、コンビ則、冷凍則）

根拠法令 法第63条
一般則第98条
液石則第96条
コンビ則第53条
冷凍則第28条
災害の発生した所在地を管轄する（総合）振興局が所管する

届出対象

高压ガスによる事故等が発生した場合。
（液石法の一般消費者等に係る事故以外の事故について届出が必要）
なお、事故とは、単にガスの漏洩爆発のみならず、ガスの漏洩、設備の破裂、破壊、
火災等及び容器を喪失し、又は盗難された場合

※ 一般消費者等のLPガス容器の喪失、盗難については、事故届以外の報告書様式
は北海道液化石油ガス関係事故措置要綱で規定されている報告書様式を使用してく
ださい。

必要書類（遅滞無く）

1. 別紙1（事故速報における報告項目）

必要書類（事故発生の日から7日以内）（A級、B1級、B2級）

1. 事故届書
（一般則様式第58、液石則様式第57、コンビ則様式第37、冷凍則様式第46）
2. 事故報告様式（災害）

必要書類（事故発生の翌月7日まで）（C1級、C2級）

1. 事故届書
（一般則様式第58、液石則様式第57、コンビ則様式第37、冷凍則様式第46）
2. 事故報告様式（災害）（喪失・盗難）

参 考

- ・北海道高压ガス保安法関係事故措置要綱
- ・北海道液化石油ガス関係事故措置要綱

【次ページへ続く】

○事故の分類

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

- ① 死者5名以上の事故
- ② 死者及び重傷者が10名以上の事故であって、①以外のもの
- ③ 死者及び負傷者（重傷者及び軽傷者をいう。以下同じ。）が合計して30名以上の事故であって、①及び②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な破壊、倒壊、滅失等の甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた事故
- ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2) B級事故

A級事故以外の事故であって次の「B1級事故」又は「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) B1級事故

- ① 死者1名以上4名以下の事故
- ② 重傷者2名以上9名以下の事故で①以外のもの
- ③ 負傷者6名以上29名以下の事故であって、②以外のもの
- ④ 爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故

2) B2級事故

同一事業所においてA級事故、B級事故又はC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故（高圧ガスに係る事故に限る。）

(3) C級事故

A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

1) C1級事故

- ① 人的被害（負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下）があった事故
- ② 爆発、火災又は破裂・破損等が発生した事故
- ③ 毒性ガスが漏えいした事故
（毒性ガスとは、一般高圧ガス保安規則第2条第1項第2号、コンビナート等保安規則第2条第1項第2号、冷凍保安規則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。）
- ④ ①から③までのほか、反応暴走に起因する事故又は多量漏えいが発生した事故（反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えい又は破裂並びに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。）（多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により付近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、又は、設備等からのガスの漏えい（不活性ガスの微量な漏えいを除く。）を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。）

【次ページへ続く】

2)C 2級事故

C 1級事故以外の事故

○ 人的被害の定義

(1)死 者

事故発生後5日（120時間）以内に死亡が確認された者（自殺者本人を除く。）。

(2)重傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は「重症者」という。）

事故発生後30日以上の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者を除く。）。

(3)軽傷者（中毒等、外傷を伴わない場合は「軽症者」という。）

事故発生後30日未満の治療を要する負傷をした者（自殺未遂者を除く。）。